

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認愛知地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	18 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	13 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	43 件
国民年金関係	13 件
厚生年金関係	30 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から平成元年3月まで

私たち夫婦の国民年金の加入手続及び保険料納付は、母親が行っていた。当時、私たち夫婦はA市で両親と同居し、父親の仕事を手伝っていた。申立期間の保険料は、母親が自身、父親及び私たち夫婦の4人分を一緒に町内会の集金人に納付していた。申立期間の保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳到達時の昭和52年\*月からの国民年金加入期間において申立期間を除き、国民年金保険料の未納は無く、申立人の国民年金加入手続及び保険料納付を行っていたとする母親の納付記録を見ると、国民年金制度発足時の36年4月から61年3月までの国民年金加入期間(300か月)はすべて納付済みとされている上、母親が自身の分と一緒に納付していたとする父親も、母親と同様に36年4月から61年3月までの国民年金加入期間(300か月)はすべて納付済みとされていることから、母親の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、申立人は、申立期間当時、町内会の集金人が保険料徴収に自宅に来ていたとしているところ、A市では、保険料の徴収を町内会等の納付組織に委託していたとしている上、同市の保管する申立期間直前の昭和57年度の国民年金未納・収納リストによれば、申立人及びその両親は同一の納付組織番号が付番され、保険料収納日が同一日となっていることから、申立人の主張のとおり、申立人の保険料は、両親と共に町内会の集金で納付されていたものと推認できる。

さらに、A市の保管する申立人の国民年金被保険者名簿の住所欄を見ると、父親宅に同居している旨の記載がされており、申立期間当時、申立人は、両親と共に同市の国民健康保険に加入していたことが確認できる上、申立人は、婚姻（昭和57年5月）後も父親宅から転居したことはなく、生活環境に変化は無かったとしていることから、申立人は、両親と生計を共にしていたことがうかがわれる。このため、前述のとおり、両親は、申立期間のうち、58年4月から61年3月までの期間の保険料は納付済みとされていることから、納付意識の高かった母親が当該期間の保険料を自身と父親の分と一緒に町内会の集金人に納付したと考えても不自然ではない。

一方、申立人は、申立期間の保険料は、母親が自身、父親及び申立人夫婦の4人分と一緒に町内会の集金人に納付していたとしているところ、i) 妻の国民年金手帳記号番号は、平成元年4月25日にA市で払い出されていることから、このころに妻の国民年金の加入手続が行われ、この加入手続の際に資格取得日をさかのぼって昭和57年4月25日とする事務処理が行われたものとみられ、この妻の手帳記号番号払出日を基準とすると、妻は申立期間のうち、58年4月から62年2月までの期間は時効により保険料を納付することはできないこと、及び申立期間のうち、同年3月から63年3月までの期間は過年度納付が可能であるものの、町内会の集金人は過年度保険料を取り扱うことはできないこと、ii) 申立人及びその母親共に申立期間のうち、61年4月から平成元年3月までの保険料は未納とされている上、父親も61年4月から同年9月まで未納とされていることから、申立期間のうち、同年4月から平成元年3月までの期間の保険料を母親が申立人を含む4人分一緒に町内会の集金人に納付したとは考え難い。

また、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、母親が申立期間のうち、昭和61年4月から平成元年3月までの期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年4月から61年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和62年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年3月から同年9月まで

私は20歳になった時、勤務先が国民健康保険組合に加入だったため、いつかは覚えていないが国民年金に加入した。未納となっている7か月分を全額父親が出してくれたので、納付時期は覚えていないが、その現金を持って私が国民年金保険料を納付したことを覚えている。その後は現在まで未納無く納付しているので、申立期間について、納付したことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く20年余りの国民年金加入期間において国民年金保険料の未納は無いことから、保険料の納付意識は高いことがうかがわれる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年8月8日に払い出されていることから、このころに申立人の加入手続が行われたものとみられる。この手帳記号番号払出日を基準とすると、申立期間のうち、昭和62年3月から同年6月までの保険料は時効により納付することはできないものの、同年7月から同年9月までの保険料は過年度納付が可能である。

さらに、オンライン記録を見ると、申立期間直後の昭和62年10月から平成元年3月までの保険料が同年12月19日に過年度納付されていることが確認できることから、申立期間のうち、過年度納付が可能であった昭和62年7月から同年9月までの保険料のみ納付しなかったとは考え難く、前述のとおり、納付意識の高い申立人が、当該期間の保険料も過年度納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和62年7月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から同年3月まで

私は、昭和36年4月から国民年金に加入し、夫婦共に未納が無いように国民年金保険料を納付してきたが、申立期間の3か月のみが未納とされている。申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、3か月と短期間である。

また、申立人は、国民年金制度発足当初の昭和36年4月から厚生年金保険被保険者資格を取得する55年4月までの19年余りの国民年金加入期間において、申立期間を除き保険料の未納は無いほか、複数年にわたり前納を行うなど保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

さらに、申立期間前後の期間の保険料は納付済みとされている上、申立人はA市からの転居はなく、申立期間当時、生活環境に大きな変化はなかったとしていることから、納付意識の高かった申立人が申立期間の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月から45年3月まで

昭和43年9月ごろ、A市役所で国民健康保険の加入手続を行った際、国民年金にも入るように勧められた。このため、私が夫婦二人の国民年金加入手続を行うとともに、その場で夫の分と一緒に申立期間のうち、同年9月から44年3月までの国民年金保険料をまとめて納付し、検認印が押された手帳を受け取った覚えがある。申立期間のうち、昭和44年度の保険料は金融機関で納付した。納付したことを示す資料は無いが、申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年9月ごろ、A市役所で国民健康保険の加入手続を行った際、夫婦で国民年金に加入したとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人の国民年金被保険者台帳によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、45年7月10日に同市で払い出されており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、このころに初めて、申立人の加入手続が行われ、その手続の際に、資格取得日をさかのぼって41年9月1日とする事務処理が行われたものとみられる。このことは、同市の国民年金被保険者名簿の記載内容とも符合する。この加入手続時期を基準とすると、申立期間は過年度納付が可能であり、夫は、申立期間のうち、44年4月から45年3月までの期間の保険料は、同年10月31日に過年度納付されている。

また、申立人及びその夫の保険料納付記録を見ると、申立人夫婦共に納付日が確認できる加入手続直後の昭和45年10月から47年3月までの期間につい

ては、納付方法及び納付日が、同一であることが確認でき、申立人は、申立期間のうち、44年4月から45年3月までの期間の保険料は、市役所ではなく、金融機関で納付したとしていることから、申立人が当該期間の保険料を夫の分と一緒に過年度納付したと考えても不自然ではない。

一方、申立人は、申立期間のうち、昭和43年9月から44年3月までの保険料は、申立人が夫の分と一緒に43年9月の加入手続時にまとめて納付したとしていることから、申立期間の保険料を現年度納付したとの主張と思われるが、前述の申立人の加入手続時期を基準とすると、当該期間の保険料も過年度納付となる。同様に、夫は、当初、37年9月5日に国民年金被保険者資格を取得した後、38年6月1日に同資格を喪失し、再び国民年金被保険者資格を取得したのは41年9月1日とされており、A市の国民年金被保険者名簿からこの国民年金被保険者資格の再取得手続を行ったのは45年6月16日とみられることから、この再取得手続日を基準とすると、夫も当該期間の保険料は、過年度納付となるが、同市では過年度保険料は取り扱っておらず、申立人の主張と相違する上、当該期間は、夫も未納とされている。

また、申立人が申立期間のうち、昭和43年9月から44年3月までの保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から平成元年 3 月まで

私は、大学卒業（昭和 62 年 3 月）後、2 年間海外勤務し、帰国した平成元年 4 月に A 町役場で国民年金の加入手続を行った。その時に窓口職員から大学卒業から加入することになり、2 年分さかのぼって払えるから過去 2 年分払ってくださいと言われ、昭和 62 年 4 月からの 2 年間分の保険料を同町役場の窓口でまとめて納付したことを覚えている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、24 か月と比較的短期間であり、かつ、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間（第 3 号被保険者期間を含む。）はすべて納付済みとされていることから、保険料の納付意識は高いことがうかがわれる。

また、オンライン記録によると、申立人の国民年金加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の周辺の第 3 号被保険者の資格取得日の状況から平成元年 3 月から同年 5 月ごろの間に行われ、この加入手続に際し、さかのぼって資格取得日を昭和 62 年 4 月 1 日とする事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間は過年度納付が可能である。

さらに、申立人は、加入手続を行った A 町役場の窓口で申立期間の保険料をまとめて納付したとしているところ、同町では当時、過年度納付書を作成し、同町役場の窓口で過年度保険料を取り扱っていたとしており、申立人の主張と一致していることから、申立人が申立期間の保険料を過年度納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年1月1日から49年4月1日まで  
② 昭和49年4月1日から同年9月20日まで

私は、A社に勤務していた時期に、大学院に通い、父親が経営していたB社の経営も手伝っていた。A社からB社に移った時期については明確に記憶していないが、昭和49年4月\*日に同社が法人登記されており、当該手続については自分が行ったので、その前後に、移ったのだと思う。申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の回答、同社の現在の経理責任者（申立期間当時の事業主の子女）の証言、及び雇用保険の記録から判断して、申立人は、当該期間において、同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、上記の経理責任者は、「申立人は、入社してから退職するまで、一貫してA社の経営や経理について相談に乗り、アドバイスする仕事を行っていた。私は、昭和49年\*月\*日に長男を出産したが、申立人は、この10日ぐらい前までは出勤していた。一方で、私が出産した後は、会社で、申立人の顔は見えない。だから、申立人は、少なくとも3月末までは、会社に出勤し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思う。また、4月以降は、申立人は、出勤していないと思うので、給与ももらっていないと思う。」と証言しているところ、申立人は、「私は、B社の法人登記（昭和49年4月\*日）の手続を行った記憶があるので、そのころには、既にB社が所在するC県に移り住んでいた

と思う。だから、A社には、4月以降は出勤していないと思う。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿における昭和47年12月の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業所は関係資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、商業登記簿謄本により、B社が法人化された昭和49年4月\*日当時の取締役として申立人の名前が確認できること、並びに同社の当時の役員（申立人の叔父）及び同社において厚生年金保険被保険者記録が認められる複数の同僚の証言から判断して、申立人は、当該期間において同社に勤務していたことが認められる。

しかし、B社の現在の事業主（申立人）は、「会社では、当時の資料を保管していないので、当時、どのような届出をしたのか分からない。また、当時の事業主（申立人の父）及び社会保険関係の事務を担当していたと思われる役員（申立人の母、又は伯母）は、いずれも死亡しているため、当時のことは分からない。」と回答しており、申立人に係る厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人の被保険者資格の取得（取得日は昭和49年9月20日）に係る社会保険事務所への届出が、同年9月28日になされていることが確認できる上、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿により、申立人に係る被保険者記号番号が、同年9月28日に払い出されていることが確認できる。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間②において、申立人の名前は見当たらず、健康保険整理番号の欠番も無い。

このほか、申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案 4321 (事案 274 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和45年1月10日から46年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日及び資格喪失日に係る記録を45年1月10日及び46年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を45年1月から同年9月までは2万8,000円、同年10月から46年3月までは3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年7月12日から46年4月19日まで  
② 昭和50年4月11日から同年7月2日まで

申立期間①について、学校の恩師の紹介でA社に入社した経緯を思い出したことから、同社を訪ねて入社経緯等を説明したところ、新たに就業証明書を書いてもらった。会社も認めていることなので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

また、申立期間②について、当時の同僚二人を思い出したので、再度、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、A社の事業主の証言により、勤務した期間は定かでないが、申立人が同社で勤務していたことは推認されるものの、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立期間に申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も無いなど、社会保険事務所(当時)の事務処理に不自然な点は認められないこと、同社は資料を廃棄しており、申立人の在籍記録及び厚生年金保険料控除に関する記録を確認できないこと、同社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚の連絡先を確認できないことなどから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年

金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成20年9月3日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、当初の決定後、A社から申立人に対して、「厚生年金加入と思われる期間は、昭和45年1月から46年4月である。」旨の就業証明書が手渡されているところ、同社は、「申立人から入社の際等について説明を受けて、当初、連絡が取れなかった複数の同僚から当時のことが聴取できたので、聴取結果に基づいて判断し、就業証明書を書いた。」と回答している。

また、A社が聴取した複数の同僚は、「申立人は、昭和44年ごろにA社に入社した。申立人と一緒に入社した同僚がおり、二人とも配送の仕事を担当し、会社の寮に入っていた。当時、試用期間があったと思うが、皆、厚生年金保険に加入していた。申立人は、46年10月ごろに退社したのではないかと思うがはっきりとは覚えていない。」「私は、昭和44年10月にA社に入社したが、申立人は、その1ないし2か月後に入社したと思う。当時一緒に入社した同僚がおり、二人とも配送の仕事をしていて、当時、試用期間があったと思うが、皆、厚生年金保険に加入していた。」と証言している。

さらに、申立人と一緒に入社したとされる同職種の同僚とは連絡が取れないが、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、当該同僚は、昭和45年1月10日に同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、申立人は、「A社を退職して、1ないし2週間ぐらいしてB市に向いて国民年金の加入手続をした。」と述べているところ、申立人は、昭和46年5月24日に、国民年金手帳記号番号の払出しを受けていることが確認できることから、申立人は、少なくとも、同年3月末までA社に勤務していたものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間①のうち、昭和45年1月10日から46年4月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、同僚の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、昭和45年1月から同年9月までを2万8,000円、同年10月から46年3月までを3万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業所は、当時の資料が無く不明としているが、申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない。また、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届も提出される機会があったことになるが、いずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、

事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和45年1月から46年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、昭和44年7月12日から45年1月10日までの期間については、A社の複数の同僚は、当時は試用期間があった旨証言していることから、当時の同社では、入社後直ちに厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかった状況がうかがえる上、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間①のうち、昭和44年7月12日から45年1月10日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②について、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立期間に申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も無いなど、社会保険事務所の事務処理に不自然な点は認められないこと、同社は、平成6年8月9日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社における申立人の在籍記録及び厚生年金保険料の控除に係る記録は確認できないこと、事業主及び上司は、いずれも死亡しており、周辺事情を調査することができないことなどから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、20年9月3日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「C社の同僚二人を思い出したので調べてほしい。」と主張し、これを新たな事情として、再度申立てをしている。

しかし、申立人が名前を挙げた同僚は、姓のみの記憶であるため、同人を特定することができず、申立人に係る勤務実態及び当時の厚生年金保険の取扱いについて証言を得ることができない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、当該期間に係る資格喪失日（昭和27年2月28日）及び資格取得日（同年8月1日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年7月ごろから23年12月5日まで  
② 昭和27年2月28日から同年8月1日まで  
③ 昭和28年10月ごろから29年1月1日まで  
④ 昭和29年5月31日から30年1月1日まで

申立期間①について、B社の年金記録は3か月しかないことが分かったが、前のC社を退職後、すぐにB社に勤務しているはずなので、記録されている期間よりも長く勤めていたと思う。

申立期間②について、A社に入社してから退職するまでの期間、途中で辞めた覚えはなく、当該期間についても同社で仕事をしており、昭和27年11月に結婚するまでは社長宅に寄宿していたことから、退職したということは考えられない。

申立期間③及び④について、D社を退職する際に、元々取引先で付き合いがあったE社の方との関係で、同社に勤務することとなった。年金記録は、昭和29年1月1日から同年5月31日までとなっているが、D社を退職して1か月後ぐらいにはE社に就職し、退職したのは、年末の12月だったと思う。

以上のことから、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録によると、申立人は、A社において昭和24年3月8日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、27年2月28日に資格を喪失後、同年8月1日に同社において再度資格を取得しており、同年2月から同年7月までの当該期間に係る被保険者記録が無い。

しかし、A社における複数の同僚の証言から判断して、申立人は、申立期間②を含め、同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、上記同僚のうち、営業所で一緒に営業の仕事をしていたとする一人は、申立期間②の前後で申立人の勤務形態及び業務内容に変更は無かった旨証言しているところ、当該同僚は、申立期間②において厚生年金保険の被保険者記録が継続している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿における当該期間の前後の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和27年2月から同年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①について、申立人が記憶しているB社の事業主の子息は、「申立人のB社における年金記録が3か月しかないということだが、申立人は、それよりも長い期間、同社に勤務していたと思う。」と証言していることから、期間を特定することはできないものの、申立人は、当該期間当時、同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、B社は、平成5年1月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は死亡しているため、当該期間の申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、申立人が名前を挙げた同僚二人のうち、一人は、申立期間①においてB社の被保険者記録が確認できないところ、当該期間において厚生年金保険被保険者記録が認められる別の一人は、連絡先が明らかでなく、申立人に係る厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、上記同僚のほか、当該期間において厚生年金保険被保険者記録が認

められる複数の同僚は、「申立人の名前を記憶していない。」、「申立人がB社に在籍していたことは覚えているが、その期間については分からない。」と証言している。

申立期間③及び④について、E社は、昭和30年1月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているとともに、49年10月\*日に解散している上、当時の事業主は死亡しているため、当該期間の申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、申立人が名前を挙げた同僚7人のうち、2人は、E社における厚生年金保険被保険者記録が確認できない上、被保険者記録が認められる5人のうち、1人は死亡しており、2人は連絡先が不明、残る2人は、申立人について記憶が無いと証言している。

さらに、申立期間③及び④において、E社において厚生年金保険被保険者記録が認められる複数の同僚は、「申立人の名前を覚えていない。」、「申立人がE社に在籍していたことは覚えているものの、その期間については分からない。」と証言していることから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除を裏付ける証言を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間①、③及び④における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和31年1月13日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 大正12年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和31年1月13日から同年2月1日まで

私は、継続してA社に勤務していた。申立期間における辞令もあるので、厚生年金保険の記録が無いのはおかしい。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された辞令、A社から提出された労働者名簿及び従業員カード、並びに雇用保険の記録により、申立人が同社に継続して勤務し（昭和31年1月13日に同社C支店から同社B支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿における昭和31年2月の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る保険料を納付したと主張しているが、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについてはこれを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年3月13日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年3月13日、資格喪失日に係る記録を同年10月1日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年2月ごろから同年11月ごろまで

私は、おじの知り合いであるA社の人事部長の紹介で同社に入社し、B部のC部門で勤務した。当時、一緒に勤務していた同僚には厚生年金保険の記録があるのに、私に無いことが納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の厚生年金保険被保険者資格を昭和41年3月13日に取得している同僚が、「入社した時には、申立人は既にB部で勤務していた。」と証言し、申立期間に同社の厚生年金保険被保険者記録がある別の同僚が、「申立人とは、昭和41年9月末まで一緒に仕事をしていた。」と証言していることから、申立人は、申立期間のうち、少なくとも同年3月13日から同年9月30日までの期間において同社に勤務していたことが推認される。

また、申立期間にA社の厚生年金保険被保険者記録があり、経理部に所属していた同僚は、「当時、A社が雇用する従業員は正社員であった。B部も同社の社員であれば、厚生年金保険に加入させていた。」と証言している上、当時のB部で勤務していた同僚5人も、「厚生年金保険に加入していた。また、試用期間は設けられていなかった。」と証言している。

さらに、申立人及び同僚が名前を覚えていたB部の従業員10人は、オンライ

ン記録により、いずれも申立期間当時のA社で厚生年金保険被保険者記録が確認できることから、当時、同社B部においては、すべての従業員に厚生年金保険被保険者資格を取得させていたと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年3月13日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と年齢が近く、経歴が類似する同僚の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いものの、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所（当時）が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ申立人の資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和41年3月から同年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和41年2月ごろから同年3月13日までの期間、及び同年10月1日から同年11月ごろまでの期間については、複数の同僚に聴取しても、当該期間の申立人の勤務実態に係る証言を得られない。

また、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は、連絡先が明らかでないため、申立人の当該期間における勤務実態を確認できない。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和38年7月30日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C支店における被保険者記録のうち、当該期間に係る資格喪失日（昭和42年8月1日）及び資格取得日（43年11月1日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間④の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年11月ごろから32年4月ごろまで  
② 昭和32年9月ごろから35年9月1日まで  
③ 昭和38年7月30日から同年8月1日まで  
④ 昭和42年8月1日から43年11月1日まで

私は、昭和29年11月にA社に入社したにもかかわらず、32年4月ごろまでの期間について厚生年金保険被保険者記録が無い。また、同社D支店で同年9月ごろから勤務していたにもかかわらず、被保険者記録が35年9月1日からとされている。さらに、38年8月ごろに同社内で転勤しただけなのに1か月被保険者記録が途切れている。加えて、42年2月1日から同社C支店で継続して勤務していたにもかかわらず、途中の被保険者記録が抜けている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、A社から提出された申立人に係る技能員身上調書及び雇用保険の記録により、申立人が当該期間に同社で継続して勤務し(昭和38年7月30日に同社本社から同社B支店に異動。)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、A社B支店に係る厚生年金保険被保険者原票の昭和38年8月の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間③に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間④について、申立人は、厚生年金保険被保険者原票の記録では、A社C支店において昭和42年2月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年8月1日に資格を喪失後、43年11月1日に同社同支店において再度資格を取得しており、当該期間の被保険者記録が無い。

しかし、上記の技能員身上調書、申立人が保管する溶接工技量証明書及び雇用保険の記録により、申立人が申立期間④にA社C支店で継続して勤務していたことが認められる。

また、A社は、「技能員身上調書の記述から、申立人は申立期間④も技能員(正社員)として勤務し、厚生年金保険料を控除されていたと考えられる。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間④の標準報酬月額については、A社C支店に係る厚生年金保険被保険者原票の昭和42年7月及び43年11月の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立期間④に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和42年8月から43年10月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する

義務を履行していないと認められる。

申立期間①について、上記の技能員身上調書及び複数の同僚の証言により、申立人が当該期間にA社E支店に勤務していたことがうかがわれる。

しかし、A社は、当時の厚生年金保険の被保険者資格取得の取扱いについて、「技能員採用前の者について、対応はまちまちだが、技能員身上調書の記述により、申立人は、昭和35年9月1日に正社員（技能員）として当社に採用されているので、申立期間①は厚生年金保険に加入していないと思われる。当時の賃金台帳や源泉徴収簿等の資料は保管していないが、申立期間①の保険料控除はしていないと思われる。」と回答している。

また、同僚が記憶している複数の者についても、厚生年金保険被保険者名簿に記録を確認できないことから、当時のA社では、すべての者について厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたのではないことがうかがわれる。

申立期間②について、雇用保険の記録により、申立人は、当該期間のうち、少なくとも昭和32年11月1日以降の期間においてA社で勤務していたことが認められる。

しかし、上記の技能員身上調書によると、申立人の採用日は、昭和35年9月1日と記述されており、当該採用日は、申立人に係る厚生年金保険被保険者名簿の被保険者資格取得日と一致しているところ、申立人も同時期に技能員に採用されたことを記憶している。

また、A社は、「申立期間当時の賃金台帳や源泉徴収簿等の資料は保管していないが、申立期間②は、技能員採用前の期間であるので、保険料控除はしていないと思われる。」と回答している。

このほか、申立人は、申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について記憶が無い上、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和31年1月16日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、当該期間に係る資格喪失日(昭和32年1月18日)及び資格取得日(33年9月15日)に係る記録を取り消し、当該期間の標準報酬月額について、32年1月から同年9月までは6,000円、同年10月から33年8月までは1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年1月16日から同年7月15日まで  
② 昭和32年1月18日から33年9月15日まで

私の父親がA社に外注として出入りしていたので間違われたのかもしれないが、私は、昭和31年1月16日から34年7月17日まで一度も退社することなく勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、「A社には父の紹介で入社した。年明けの給料の締日(15日)の翌日から働いてほしいと言われた。中学を卒業してすぐに入社してきた同僚に仕事を教えたことがある。」と述べており、入社までの経緯、及び昭和31年3月に入社してきた同僚について具体的に記憶して

いる上、当該同僚も、「申立人は、私が入社する前から勤務していた。入社した時に申立人に仕事を教えてもらった。」と証言していることから判断すると、申立人は、同年1月16日からA社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、複数の同僚は、「入社日と厚生年金保険の資格取得日は一致している。」と証言しており、A社の事務担当者は、「臨時雇いなどはなく、すべて正社員として入社日から厚生年金保険に加入させ、厚生年金保険料を控除していた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和31年7月の記録から、6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は平成21年11月\*日に破産終結し、申立期間当時の事業主も既に死亡しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②については、申立人は、オンライン記録では、A社において昭和31年7月15日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、32年1月18日に資格を喪失後、33年9月15日に同社において再度資格を取得しており、32年1月から33年8月までの当該期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、複数の同僚は、「申立人は、昭和34年7月に退職するまで勤務形態も変わることなく継続して勤務していた。」と証言していることから判断すると、申立人は、申立期間②においてA社に継続して勤務していたものと認められる。

また、A社の事務担当者は、「個人の都合で厚生年金保険に加入する、しないの選択肢は無かった。」と証言している上、オンライン記録によると、申立人と同職種の複数の同僚は、申立期間②において同社での厚生年金保険被保険者記録が継続していることが確認できる。

さらに、複数の同僚及び事務担当者は、「当時の従業員数は、40人から50人程度であった。」と回答しているところ、昭和31年7月時点で48人について被保険者記録が確認できることから、A社ではすべての従業員に厚生年金保険被保険者資格を取得させていたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険

者名簿の昭和31年12月の記録から、32年1月から同年9月までは6,000円、同被保険者名簿の33年9月の記録から、32年10月から33年8月までは1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和32年1月から33年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行っているものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額記録については、申立期間①のうち、平成17年1月及び同年2月は59万円、同年3月は62万円、同年4月及び同年5月は59万円に訂正する必要がある。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成18年4月2日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年1月から同年8月まで  
② 平成18年3月31日から同年4月2日まで

平成16年5月から18年3月末まで勤務したA社の標準報酬月額と資格喪失日に相違がある。途中で報酬が下がった覚えは無いし、3月31日付けで退職したのであれば、4月1日が資格喪失日のはずである。厚生年金保険料を控除されていたことが分かる給与明細書を提出するので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、平成17年1月から同年5月までの期間については、申立人から提出された給与明細書並びにA社から提出された賃金台帳及び所得税源泉徴収簿兼賃金台帳（以下「給与明細書等」という。）により、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給

付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書等の保険料控除額又は報酬月額から、平成17年1月及び同年2月は59万円、同年3月は62万円、同年4月及び同年5月は59万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、給与明細書等の保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が一致していないものの、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、平成17年6月から同年8月までの期間については、給与明細書等の保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が一致していることから、標準報酬月額に係る記録を訂正する必要は認められない。

2 申立期間②について、給与明細書等、労働者名簿、離職票及び雇用保険の記録により、申立人は、平成18年4月1日までA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書等の報酬月額から、32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の契約社会保険労務士事務所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、事業主が平成18年3月31日を厚生年金保険の資格喪失日として届け出たことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和40年12月1日に、資格喪失日に係る記録を41年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を昭和41年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年4月1日から28年6月1日まで  
② 昭和31年8月1日から32年4月5日まで  
③ 昭和40年12月1日から41年1月1日まで  
④ 昭和41年1月1日から同年9月15日まで

私は、父親と兄が事業主をしていたC社(昭和31年3月17日にB社に名称変更。ただし、適用事業所の名称変更は、40年10月1日。)に、中学卒業後から同社が倒産するまでの間、継続して勤務していた。厚生年金保険の記録が欠けている期間があるのは納得できないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間③及び④について、B社の元事業主(申立人の兄)は、「B社は、当該期間当時、D市からE町にあったA事業所の敷地内に移転したが、申立人は途中退社しておらず、B社に継続して勤務していた。申立人の雇用形態及び

仕事内容に変更は無かった。」と証言しているとともに、複数の同僚が、「申立人は、当該期間も間違いなく勤務していた。」と証言していることから、申立人が当該期間において、同社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、B社の元事業主は、「申立人のようにB社がE町に移転する前から在籍している社員は、移転に伴う異動後も厚生年金保険に加入させる取扱いをしており、保険料も控除していたと思う。」と証言している。

さらに、オンライン記録によると、申立人と同じ職人であり、申立人と同様にB社移転時に異動した複数の同僚は、当該期間に厚生年金保険の被保険者記録が継続していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、B社の当該期間における厚生年金保険の被保険者資格取得の取扱いについては、複数の同僚の証言及び被保険者記録の状況から判断すると、同社がE町に移転後、新規適用事業所となる昭和41年1月1日までの期間については、A事業所において、同日以降の期間については、B社において、被保険者資格を取得させていたことがうかがえることから、申立人についても同様に、申立期間③については、A事業所における資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正し、申立期間④については、B社における資格取得日に係る記録を訂正することが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者原票の当該期間前後の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間③については、これを確認できる関連資料等はないが、事業主から申立てどおりに被保険者資格の取得に係る届出が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届も提出される機会があったことになるが、いずれの機会においても、社会保険事務所(当時)が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間④については、B社の元事業主は、当時の資料が無く不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

申立期間①については、元事業主及び複数の同僚の証言から、申立人が当該期

間にC社に勤務していたことは推認できる。

しかし、C社は、昭和27年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間のうち、同日より前の期間において適用事業所であった記録は確認できない。

また、当時C社の事業主であった申立人の父親を含む複数の同僚が、申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、同社が法人化（昭和28年5月\*日）した際に、まとめて厚生年金保険の被保険者資格を取得させたことがうかがえるところ、当時、社会保険事務担当者であった元事業主は、「申立人の厚生年金保険の資格取得手続は、法人化の際に行った。」と証言している。

さらに、C社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、当該期間において申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も見当たらない。

申立期間②について、元事業主及び複数の同僚の証言から、申立人が当該期間にB社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該期間にB社に勤務していたとする複数の同僚も、申立人と同様に、厚生年金保険被保険者記録における空白期間が確認できるところ、元事業主は、「当時、不況で会社の経営が苦しく、申立人を含めて数人の従業員について、厚生年金保険の被保険者資格を喪失させ、その間は、厚生年金保険料も控除していなかったと思う。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案4329

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における申立期間の標準賞与額に係る記録を17万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 52 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 14 日

私は、A社に勤務し、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支給明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（17万7,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届が未提出であったことを認めており、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和49年1月10日、資格喪失日に係る記録を同年7月21日に訂正するとともに、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 1 月から同年 7 月 21 日まで

私は、B社在籍中に内定をもらっていたA社に、B社を退職後の年明けすぐから勤務した。

ところが、年金記録を確認したところ、A社の在籍期間すべてが抜け落ちていることが分かった。

A社には、年末年始の休み後すぐに勤務していたはずであり、また、その後のC社も間をおかずに勤務したはずである。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間にA社における厚生年金保険被保険者記録がある同僚3人が申立人を記憶しており、当該同僚3人のうち、同社における厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和49年1月10日である者は、「申立人と自分は同期入社であった。」と証言しており、申立人の「年明けから、すぐにA社に勤務した。」とする主張と符合することから、申立人は、同日から同社に勤務していたことが推認される。

また、申立人は、「A社の退職は、給与の締日である7月20日だった。同社を退職後、数日程度で次の事業所に入社した。」と具体的に主張しており、申立人がA社の次に勤務したC社における被保険者資格の取得日が昭和49年7月30日であることが確認できるところ、当該同僚3人のうち、同年1月21

日から同年12月11日までの厚生年金保険被保険者記録が確認できる者は、「申立人と自分は、申立期間において本社で勤務していた。申立人は、自分より先に退職したが、少なくとも半年は在籍していた。」と証言していることから、申立人は、申立てに係る同年7月20日までA社に勤務していたものと推認される。

さらに、当該同僚3人は、申立人は自分達と同職種の正社員であったと証言しているとともに、別の複数の同僚も、「A社の職員は、全員が正社員であった。また、同社には試用期間は無く、入社後すぐに社会保険の手続が行われていた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年1月10日から同年7月21日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記の同期入社同僚の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所(当時)の記録が失われたことは考えられない上、被保険者資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和49年1月から同年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額の記事については、申立期間のうち、昭和62年8月から63年3月までは26万円、同年4月から平成2年3月までは28万円、同年4月から同年7月までは30万円、3年8月及び同年9月は32万円、4年4月から同年9月までは34万円、5年4月から同年9月までは36万円、7年1月から同年3月までは41万円、同年4月から9年9月までは44万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年12月から平成13年1月まで

私が、A社に勤務していた期間のうち、昭和59年12月から平成13年1月までの期間については、給与支給明細書で確認できる給与支給額に比べて、厚生年金保険被保険者記録の標準報酬月額が低い。調査して記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和62年8月から平成2年7月までの期間、3年8月、同年9月、4年4月から同年9月までの期間、5年4月から同年9月までの期間、及び7年1月から9年9月までの期間については、申立人から提出された給与支給明細書により、申立人は、当該期間においてオンライン記録より高額な標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの

標準報酬月額のうち、いずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間の標準報酬月額については、給与支給明細書の保険料控除額から、昭和 62 年 8 月から 63 年 3 月までは 26 万円、同年 4 月から平成 2 年 3 月までは 28 万円、同年 4 月から同年 7 月までは 30 万円、3 年 8 月及び同年 9 月は 32 万円、4 年 4 月から同年 9 月までは 34 万円、5 年 4 月から同年 9 月までは 36 万円、7 年 1 月から同年 3 月までは 41 万円、同年 4 月から 9 年 9 月までは 44 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与支給明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、給与支給明細書で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該期間について、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 59 年 12 月から 62 年 7 月までの期間、平成 2 年 8 月から 3 年 7 月までの期間、同年 10 月から 4 年 3 月までの期間、同年 10 月から 5 年 3 月までの期間、同年 10 月から 6 年 12 月までの期間、及び 9 年 10 月から 12 年 10 月までの期間については、給与支給明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を訂正する必要は認められない。

また、申立期間のうち、平成 12 年 11 月から 13 年 1 月までの期間については、申立人から提出された未払賃金の確認通知書により、当該期間における未払賃金額は、12 年 10 月の報酬月額と同額であることが確認できることから、当該期間についても保険料控除額及び報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えないと考えられることから、申立人が当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 1 日から 41 年 8 月 11 日まで

私は、A社を退職し、結婚した時にお祝いとして掃除機をもらったほかは何ももらった覚えが無い。脱退手当金の支給を受けた記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 11 か月後の昭和 42 年 7 月 3 日に支給決定されたこととなっている上、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立人の前後 250 人のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である 41 年 8 月 11 日の前後 2 年以内に資格喪失した女性 46 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、有資格者 22 人中、受給者は申立人を含む 6 人で、そのうち 6 か月以内に受給している者は 3 人と少ないことを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は、昭和 41 年 10 月 24 日に転居し、同年 11 月 \* 日に婚姻しているが、脱退手当金裁定請求書の申立人の氏名は旧姓である上、転居後の住所ではなく転居前の住所が記載されている。

さらに、当該裁定請求書の受付日は、昭和 42 年 4 月 14 日となっているところ、同日は、申立人がA社の後に勤務したB社において、厚生年金保険の被保険者である期間中であるにもかかわらず、当該裁定請求書の質問事項欄では、厚生年金保険の被保険者ではないと回答しているなど、当該裁定請求書の記載内容に不自然な点が見受けられることから、申立人の意思に基づいて脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月から同年7月までの期間及び10年6月から12年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年4月から同年7月まで  
② 平成10年6月から12年7月まで

申立期間①は、20歳になった時点で国民年金保険料の納付か免除の手続をしようと思ったが、家族の反対もあり、その時点では手続を何もしなかった。大学卒業後に入社した会社で厚生年金保険に加入した後、年金手帳が手元に届き、未納分の納付書も届いたので家族で相談し父親に納付してもらうことにして、この時できる限りの未納期間を無くしたつもりであった。

また、申立期間②は、平成10年6月から海外に在住していたので、国民年金に任意加入していたはずである。任意加入した理由は、障害年金をもらえなくなることを両親が心配したためであったが、他の海外在住期間についても同様に両親を心配させないように、ほとんどの期間は任意加入していた。年金手帳には、忘れないように加入記録を自身で記入していたので、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、20歳になった時点では国民年金の加入手続等を行わず、平成9年4月の厚生年金保険被保険者資格取得後に年金手帳と共に未納分の保険料の納付書が届いたとしているところ、オンライン記録によると、申立期間①前後の国民年金加入期間（6年4月から9年3月まで）については、同年8月20日に被保険者資格記録の追加処理が行われ、さかのぼって国民年金加入期間とされていたことが確認できる。

前記資格記録の追加処理が行われた時期を基準とすると、申立人に対し発行されたとみられる過年度納付書は、社会保険庁（当時）の通常の事務処理

及び保険料徴収時効を思慮すると、平成7年8月以降のもの（9年9月末まで納付可能。）であった可能性が考えられ、申立期間に係る過年度納付書について発行されたとまでは推認し難い。

また、申立期間①直後の平成7年8月以降の保険料に関しては、時効完成間際の9年9月以降に順次過年度納付されていたこと、及び同年5月から同年10月までの保険料（前後の期間は厚生年金保険被保険者期間）についても、同年11月に一括で現年度納付されていたことが確認できることから、申立人の保険料の納付が初めて行われた時期は同年9月であったとみられる。

これらのことを考え合わせると、申立期間①の保険料は時効により納付することができなかったものと推認される。

- 2 申立期間②について、申立人は、年金手帳の「国民年金の記録欄」に国民年金被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記載を行っており、海外在住期間中であった申立期間②については、国民年金に任意加入していたとする旨記載しているものの、申立期間②前後の住所地であったA市の記録によると、申立人については平成9年11月に厚生年金保険被保険者資格の取得に伴い国民年金の被保険者資格を喪失した後、国民年金に再度加入したのは、海外からの転入に伴い同市に再び住所地を有することとなった12年8月とされている。

また、申立人は、申立期間②の国民年金の任意加入手続は平成10年6月の海外転出前にA市で行ったと思うとしているが、このころになると、基礎年金番号制度による制度横断的な被保険者資格の管理が行われていたところ、オンライン記録によると、申立人は、同年8月時点で国民年金への加入勧奨を行う予定の対象者に含まれていたことが確認できる。

これらのことから、申立期間②は国民年金に未加入であり、保険料を納付することができなかったものとみられる。

- 3 申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から平成元年3月まで

私たち夫婦の国民年金の加入手続及び保険料納付は、義母が行っていた。当時、私たち夫婦はA市で夫の両親と同居し、義父の仕事を手伝っていた。申立期間の保険料は、義母が自身、義父及び私たち夫婦の4人分を一緒に町内会の集金人に納付していた。申立期間の保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする義母は、申立人の国民年金加入手続の時期、加入手続場所及び年金手帳の受領の有無について覚えておらず、保険料の納付については、毎月、町内会の集金人に自分たち夫婦の分と共に申立人夫婦の国民年金保険料を納付したとしているものの、納付時期、納付金額及び領収書の枚数は覚えていないとしていることから、義母の申立人に係る国民年金加入手続及び申立期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年4月25日にA市で払い出されており、これ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人の国民年金の加入手続が行われ、この加入手続の際に資格取得日をさかのぼって昭和57年4月25日とする事務処理が行われたものとみられ、このことは同市の国民年金資格記録電子データ結果表に記録されている手帳交付日とも符合する。このため、この手帳記号番号払出日を基準とすると、i) 申立期間のうち、57年4月から62年2月までの期間は時効により保険料を納付することはできないこと、ii) 同年3月から63

年3月までの期間は過年度納付が可能であるものの、町内会の集金人は過年度保険料を取り扱うことはできないこと、iii) 申立期間のうち、同年4月から平成元年3月までの期間は現年度納付が可能であったものの、当該期間は、申立人の夫及びその義母は共に未納とされていることから、義母が申立人の申立期間の保険料を町内会の集金人に納付したとは考え難い。

さらに、義母が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成10年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年10月

私は、A市役所で国民年金の加入手続をした。国民年金保険料の納付時期及び納付金額は覚えていないが、同市から送られてきた納付書により1か月分を納付した時もあり、2か月分をまとめて納付した時もあったが、国民年金加入期間の保険料はすべて同市で納付し、未納期間は無かったと記憶している。納付を証明するものは無いが、申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料はA市から送付されてきた納付書により同市内のB銀行で納付したとしているものの、申立人は、保険料の納付時期及び納付金額については覚えていないとしている上、オンライン記録によると、平成12年11月24日に納付書作成と記録されていることから、このころに申立人に対し社会保険事務所（当時）から過年度保険料の納付書が送付されたものとみられるが、申立人は、同市以外から納付書が送付されてきた記憶は無いとしていることから、申立人の申立期間を含む同市での保険料納付状況に係る記憶は曖昧である。

また、申立人は、公簿によると、平成11年3月30日にA市からC市に異動したとされており、申立人は、申立期間も含む国民年金加入期間の保険料はすべてA市で現年度納付したとしているところ、オンライン記録及び同市が保管する記録共に申立期間は未納とされている上、オンライン記録によると、申立期間直後の10年11月及び同年12月の保険料が12年12月29日に、11年1月から同年3月までの保険料が13年1月31日にそれぞれ過年度納付され

ていることが確認できることから、申立人の主張と相違する。

さらに、この時期になると、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が進み、記録漏れ、記録誤り等が生ずる可能性は少なくなっていると考えられる。

加えて、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年1月から61年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年1月から61年6月まで

私は、昭和58年1月15日にA市B区C小学校で行われた成人式に母親と共に出席した。そこに役所の方らしき人が国民年金加入の勧誘に来ており、私は大学生であったが、母親がその場で同年1月の国民年金保険料を納付し、多くの人に交じって私の国民年金加入手続をしてくれた。加入後の保険料については、母親が同年2月の保険料の納付に同区役所に行った際に交付された納入領収帳により、毎月現金を添え同区役所で納付していた。その納入領収帳は、平成2年4月から共済加入になったため、国民年金資格喪失手続に同区役所に行った時、「これはもう必要ない。後日、社会保険庁（当時）から年金手帳が送られます。」と言われ、回収された。申立期間の保険料の納付を証明するものは無いが、申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和58年1月15日にA市B区C小学校で成人式が行われたとき、同小学校で国民年金の加入勧奨があったので、母親が申立人の加入手続を行い、その場で国民年金手帳の交付は無かったものの、納入領収帳を受け取ったとしているところ、同市では、申立期間当時、成人式会場において国民年金窓口を設けた記録は無いため、当時の担当者から確認したところ、成人式会場での加入勧奨及び加入手続事務を行ったことは無いとしている上、加入手続に際しては、住民票などで住所地の確認が必要となることから、区役所窓口以外での加入手続事務の実施は困難であり、小学校での加入手続事務並びにそれに伴うその場での国民年金手帳及び納付書の交付事務を行っていたとは考え難いとしており、母親の主張と相違する。

また、母親は、申立人の加入手続を行った1か月後に納入領収帳によりB区役所で申立人の保険料を納付し、併せて姉の加入手続を行い、申立人と同様に納入領収帳を受け取り、その後は、姉弟二人の保険料を毎月区役所で納付していたとしているところ、A市では、母親が主張する納入領収帳の発行及び交付はしておらず、納付書による毎月納付を開始したのは昭和62年度からであり、申立期間当時は、納付書による3か月ごとの納付であったとしていることから、母親の主張とは相違する。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年6月5日にA市B区で姉と連番で払い出され、これ以前に申立人及びその姉に別の手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらない上、申立人及びその姉共に任意加入被保険者として資格取得日は同年7月1日とされていることから、この資格取得日に初めて申立人及びその姉の国民年金加入手続が行われたものとみられる。このことは、申立人及びその姉が所持する年金手帳の記載内容とも符合する。この資格取得日を基準とすると、申立期間において、申立人は、学生であったとしていることから、申立人にとって当該期間は、任意加入対象者となる期間であり、この期間について、制度上、さかのぼって国民年金被保険者資格を取得することはできない。このため、申立人は、申立期間において国民年金に未加入となり、当該期間の保険料を納付することはできない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年2月から61年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年2月から61年6月まで

母親が昭和58年1月に弟の国民年金の加入手続を行い、その1か月後に弟の国民年金保険料をA市B区役所で納付した際、私の国民年金加入手続をした。その時、弟が加入手続時に交付されたのと同じ納入領収帳を受け取り、その後はこの納入領収帳により、母親が、毎月現金で弟の分と一緒に保険料を納付してくれていた。私が、平成2年4月に就職した折、就職先で納入領収帳は回収されてしまい、納付を証明するものは無いが、申立期間が未納とされていることは納得できない。また、母親から私の国民年金加入手続は、弟より1か月遅れと聞いていたのに、資格取得日が弟と同じ日とされていることも納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、母親が弟の加入手続を行った1か月後に納入領収帳によりB区役所で弟の保険料を納付した際に申立人の加入手続を行い、弟と同様に納入領収帳を受け取り、その後は、母親が、姉弟二人の保険料を毎月区役所で納付していたとしているところ、A市では、区役所窓口で加入手続した場合、その場で年金手帳を交付していたが、母親が主張する納入領収帳の発行及び交付はしていない上、納付書による毎月納付を開始したのは昭和62年度からであり、申立期間当時は、納付書による3か月ごとの納付であったとしていることから、母親の主張とは相違する。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年6月5日にA市B区で弟と連番で払い出され、これ以前に申立人及びその弟に別の手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらない上、申立人及びその弟共に任意加入被保険者として資格取得日は同年7月1日とさ

れていることから、この資格取得日に初めて申立人及びその弟の国民年金加入  
手続が行われたものとみられる。このことは、申立人及びその弟が所持する年  
金手帳の記載内容とも符合する。この資格取得日を基準とすると、申立期間に  
おいて、申立人は、学生であったとしていることから、申立人にとって当該期  
間は、任意加入対象者となる期間であり、この期間について、制度上、さかの  
ぼって国民年金被保険者資格を取得することはできない。このため、申立人は、  
申立期間において国民年金に未加入となり、当該期間の保険料を納付するこ  
とはできない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確  
定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたこと  
をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す  
ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めること  
はできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 46 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から4年3月まで

私は20歳になったので、平成3年\*月ごろにA市B区役所で国民年金加入手続を行ったと思う。加入後すぐに自分で免除申請し、国民年金保険料は全額免除してもらったと思うので、申立期間について、未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続時期、申立期間に係る免除申請手続時期、当該免除承認通知書受領の有無等についてはよく覚えていないとしており、申立人の加入手続及び免除申請手続状況に係る記憶は曖昧である。

また、申立人は、平成3年\*月ごろにA市B区役所で国民年金加入手続を行ったとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、4年7月15日に払い出されおり、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、その手続の際に資格取得日をさかのぼって20歳到達時である3年\*月\*日とする事務処理が行われたものとみられる。このため、手帳記号番号払出日を基準とすると、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入であったものとみられることから、当該期間の免除申請を行うことはできない。

さらに、オンライン記録によれば、申立人は、平成4年5月30日に免除申請し、同年8月18日に平成4年度が申請免除とされていることが確認でき、申立人が加入手続後、すぐに免除申請手続を行ったとする記憶は、前述の申立人の国民年金加入手続時期から、この同年度の免除申請手続であった可能性も

否定できない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を免除されたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を免除されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成16年4月から17年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和55年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年4月から17年3月まで

申立期間の前後は、学生納付特例及び若年者納付猶予が認められており、申立期間だけ免除申請を忘れたとは考え難い。申立期間について、免除されていたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間前後の学生納付特例及び若年者納付猶予による免除が認められており、申立期間だけ免除申請を忘れたとは考え難いとしているが、申立期間に係る免除申請を行った時期及び場所についての記憶は無く、免除申請手続状況の詳細が不明である。

また、オンライン記録(納付督促事蹟欄)を見ると、「平 16. 11. 20 電話留守 休日 午前 委託業者」及び「平 16. 12. 11 戸別訪問 不在 休日 午前 非常勤職員」と記録されている。この記録から平成16年11月20日及び同年12月11日の両日において、申立人に対して未納保険料の納付督促が行われていたことが確認でき、この納付督促が行われた時点において、納付期限月を経過し、未納とされていた期間の保険料があったものと推認される。このため、申立期間を通して申請免除とされていたとは考え難い上、同記録において、申立期間について免除申請が行われていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、毎年免除申請しており、次の年も免除するかどうかの通知が来て、返事を書いて出していたことから、申立期間のみ通知が来ないはずはないとしているところ、全額免除等の制度及び若年者納付猶予制度については、申立期間の翌年の平成17年7月から、被保険者の申請手続の負担の軽減や届出漏れ防止措置を講じることを目的に「継続的免除申請方式」が導入され、

申立人が主張するとおり、被保険者の希望により、次年度以降も改めて免除申請を提出することなく、引き続き審査を受けることができるようになったことから、申立人が記憶している免除申請手続は、この制度のことと混同している可能性も否定できない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を免除されていたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年9月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月から44年3月まで

昭和43年9月ごろ、A市役所で国民健康保険の加入手続を行った際、国民年金にも入るように勧められた。このため、妻が夫婦二人の国民年金加入手続を行うとともに、妻がその場で自身の分と一緒に申立期間の国民年金保険料をまとめて納付し、検認印が押された手帳を受け取った覚えがある。保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年9月ごろ、A市役所で国民健康保険の加入手続を行った際、夫婦で国民年金に加入したとしているところ、記号番号払出控によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、38年12月に同市で払い出されており、国民年金被保険者台帳及び同市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人は、当初、37年9月5日に国民年金被保険者資格を取得した後、38年6月1日に同資格を喪失し、再び国民年金被保険者資格を取得したのは41年9月1日とされている。同市の国民年金被保険者名簿の備考欄を見ると、「資格再取得 45.6.16」の記載が確認できることから、申立人は、45年6月16日に同市で再取得手続を行い、この手続時にさかのぼって資格取得日を41年9月1日とする事務処理が行われたものとみられる。

また、申立人は、申立期間の保険料を妻が二人分一緒に43年9月の加入手続時にまとめて納付したとしていることから、申立期間の保険料を現年度納付したとの主張と思われるが、前述のとおり、申立人が国民年金被保険者資格の再取得手続を行った日を基準とすると、申立期間の保険料は、過年度納付となるものの、A市では過年度保険料は取り扱っていない上、一緒に納付したとす

る妻も申立期間の保険料は未納とされている。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年3月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月から同年8月まで

私は、会社を退職した平成3年3月ごろにA市役所B出張所で国民年金加入手続を行った。申立期間当時は、貯金も少なかったため国民年金保険料の納付はかなり負担であったが銀行で納付した記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年3月ごろにA市役所B出張所で国民年金の加入手続を行ったが、加入手続後に交付される年金手帳について受領した覚えは無いとしているところ、同市では、当時、加入手続時において年金手帳を交付していたとしていることから、申立人の加入手続状況に係る記憶は曖昧である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を毎月現金により金融機関で納付し、その保険料月額が1万5,000円程度であったとしているところ、平成2年度における保険料月額は8,400円、3年度における保険料月額は9,000円であったことから、申立人の主張する保険料月額とは相違する。

さらに、オンライン記録によると、申立人の国民年金被保険者資格取得日は、基礎年金番号導入（平成9年1月）後の14年12月21日とされており、基礎年金番号導入以前に申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、A市においても申立人が国民年金に加入していた記録は存在しないなど、申立人が申立期間に国民年金に加入していた事実が確認できない。このため、申立期間は国民年金に未加入となり、申立人は、当該期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申

告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和62年1月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年1月から平成3年3月まで  
申立期間当時、私は学生であった。母親から昭和62年4月ごろにA市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も納付してあると聞いている。また、兄も同年当時、学生で、母親が兄の保険料も納付しており、母親が兄の保険料を納付し、私の保険料のみ納付しなかったとは考えられない。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は既に死亡していることから、加入手続及び申立期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによれば、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、A市においても申立人に係る記録は存在しないなど、申立人が国民年金に加入していた事実が確認できないことから、申立人は、申立期間において国民年金に未加入であり、当該期間の保険料を納付することはできなかつたものとみられる。

さらに、申立人は、兄についても昭和62年ごろ、学生で、母親が申立人と同様に、保険料を納付していたとしているところ、兄からの聴取によると、同年3月に大学を卒業したとしている上、オンライン記録によれば、兄は大学卒業後の同年4月1日に強制加入被保険者として国民年金被保険者資格を取得しており、兄は学生の時は、国民年金に未加入であったことが確認できる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和62年3月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年3月から平成元年3月まで  
申立期間当時、私は学生で住民票は異動せず他県で下宿していた。私が20歳になった時に、母親が私の国民年金の加入手続及び保険料納付をしてくれたと思う。母親は、高齢で申立期間当時の記憶は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は高齢で聴取することはできず、加入手続及び納付状況について確認することができない。

また、オンライン記録によると、申立人の国民年金加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号周辺の第3号被保険者の資格取得状況及びA市が保管する国民年金被保険者名簿から平成8年5月に行われたものとみられる上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人の初めての加入手続はこの時期に行われ、この加入手続に際し、資格取得日をさかのぼって20歳到達時である昭和62年\*月\*日とする事務処理が行われたものとみられる。このことは申立人が所持する年金手帳の記載内容とも符合しており、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入であったものとみられる上、加入手続時期を基準とすると、申立期間の保険料は時効により納付することができない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年5月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年5月から49年3月まで

私が20歳になったところに、父親から、「今月から年金を払うようになった。」と言われた記憶がある。国民年金の加入手続や保険料納付はすべて亡くなった父親が行ってくれており、詳細は不明だが、きちんと納付してくれていたと思うので、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金加入手続及び国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする父親は既に死亡していることから、加入手続及び保険料納付状況について確認することはできない。

また、オンライン記録及び国民年金手帳払出控によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年4月3日にA市B区で払い出され、資格取得日は申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した同年3月11日とされており、これ以前に申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人の加入手続が行われたものとみられる。このことは、同市が保管する国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する年金手帳の記載内容とも符合する。このため、資格取得日を基準とすると、申立期間は国民年金に未加入となる上、申立期間当時、申立人は、学生であったとしていることから、申立期間は任意加入期間となり、制度上、加入手続を行った時から当該期間をさかのぼって被保険者資格を取得することはできず、父親は申立期間の保険料を納付することはできなかつたものとみられる。

さらに、申立人は、兄及び妹についても20歳の時から父親が同じように加

入手続を行い、保険料を納付したと思うとしているところ、オンライン記録によれば、兄の国民年金被保険者資格取得日は23歳になっていた昭和47年4月10日、妹は24歳になっていた57年7月1日とされており、いずれも20歳を超えてから国民年金に加入していることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 愛知国民年金 事案 2468 (事案 501 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から40年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から40年7月まで

私は、申立期間当時勤めていた会社で、支給された給料から国民年金保険料を天引きされ、会社の事務員が私の保険料を納付していたのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

今回、申立期間当時の同僚の名前を思い出した。その同僚も私と同様に給料から国民年金保険料を天引きされていたので、調査し、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、毎月の給与から保険料を徴収され、職場の事務員が申立人の代わりに保険料を納付していたとしている。しかし、申立人が、申立期間当時に勤務していた事業所は解散し、同事業所の経営者及び保険料を納付していたとする事務員は死亡しているため、保険料の納付状況について確認することはできない。また、国民年金保険料を事業所の事務員に納付してもらうためには、国民年金手帳を事業所に預けることが必要であるが、申立人は、その当時の国民年金手帳の管理状況についての記憶が不明確であることなどから、既に当委員会の決定に基づく平成20年10月3日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人は、申立期間当時、勤務していた事業所で申立人と同様に給料から国民年金保険料を天引きされていた同僚の名前を思い出したので、その同僚を探し出し、調査の上、申立期間において国民年金保険料を納付していたことを認めてほしいとしているところ、オンライン記録により、申立人が当時勤務していたとみられる事業所の厚生年金保険被保険者名

簿で検索した結果、申立人が主張する同僚と思われる名前は確認できたものの、その同僚と思われる者は、国民年金に加入していた記録は無く、申立期間は厚生年金保険被保険者とされていることから、申立人が主張するように、その同僚と思われる者が給料から国民年金保険料を天引きされていたとは考え難い。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年1月1日から同年7月ごろまで  
② 昭和46年7月ごろから47年8月11日まで

私は、A事業所に、同僚3人と一緒に昭和46年1月1日に入所し、約6か月間勤務した。その後、同事業所が閉鎖されるということになったので、事業主の紹介で、同僚3人と一緒にB事業所に移り、47年8月まで勤務した。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A事業所の複数の同僚の証言から判断して、申立人は、当該期間において同事業所に勤務していたことが認められる。

しかし、当時のA事業所の事業主の妻は、「夫は、病気のため当時のことは覚えていない。また、私は、何も分からない。」と証言しており、当該期間の申立人に係る厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、A事業所が当該期間において厚生年金保険の適用事業所であったことを確認できる記録は無く、同事業所の所在地を管轄する法務局にも、同事業所が法人登記された記録は無い。

さらに、上記の複数の同僚は、当該期間において、給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかについては覚えていない旨証言しているところ、いずれも申立期間において厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

申立期間②について、B事業所の複数の同僚の証言から判断して、申立人は、当該期間において同事業所に勤務していたことが認められる。

しかし、B事業所の当時の事業主は、「B事業所は、当時、厚生年金保険の適用事業所ではなかった。私は、当時、国民年金に加入していた。」と証言している。

また、B事業所は、昭和47年8月11日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間において適用事業所であった記録は確認できない。

さらに、上記の複数の同僚は、当該期間において、給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかについては覚えていない旨証言しているところ、いずれもB事業所において厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 1 日から 34 年 3 月 31 日まで

申立期間にA社で勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の同僚の証言から判断して、期間は明らかでないが、申立人が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、A社は、昭和 31 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となり、34 年 1 月 19 日に適用事業所ではなくなっており、申立期間のうち、31 年 12 月 1 日までの期間及び 34 年 1 月 19 日より後の期間において、同社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できないところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、31 年 12 月 1 日に当時の事業主を含め 10 人が被保険者資格を取得し、34 年 1 月 19 日に 12 人全員が被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、上記のとおり、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も、既に死亡しているため、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、A社において厚生年金保険被保険者記録が認められる同僚は、「私は、申立人と同時期の昭和 29 年暮れか、年明けにA社に入社し、一時期、二人部屋で一緒に住んでいたが、申立人が勤務していた期間は、2 年間に満たないと思う。」と証言していることから、申立人が同社で勤務した期間は、同社が厚生年金保険の適用事業所となる以前の期間であった可能性がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月1日から47年3月1日まで

私は、昭和46年5月10日にA社に入社し、47年4月24日に退社するまで、同社に継続して勤務していたはずなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社は、「平成15年7月に会社を引っ越した際に、当時の資料を処分したため、当時のことは分からない。」と回答している上、同社において厚生年金保険被保険者記録が認められる複数の同僚は、申立人が同社に勤務していたことは覚えているが、それが申立期間当時だったかどうかまでは分からない旨証言しており、申立期間の申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、申立人のA社における雇用保険の記録は、昭和46年5月10日から同年10月1日までの期間、及び47年3月1日から同年4月24日までの期間とされており、これはオンライン記録と合致している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の1回目の被保険者資格の喪失日は、昭和46年10月1日と記載されており、当該原票の「証返納年月日」欄には「46.10.24」と保険証の返納年月日が、「進達記録票」欄には、「46.10.22」と社会保険事務所（当時）における処理日が記載されているとともに、申立人の同社における2回目の被保険者資格の取得日は、47年3月1日と記載されており、当該原票の「資格取得届」欄には、「47.3.8」と社会保険事務所における届出の受付日が記載されている。

加えて、申立人とほぼ同時期に、A社における被保険者資格を喪失した複数の同僚は、「自分の退職日と被保険者資格の喪失日とは一致している。」旨証言

している。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月8日から39年6月4日まで

私は、中学校卒業後、すぐにA社に住み込みで働いた。既に同社に住み込みで働いていた2歳上の兄の厚生年金保険の被保険者記録は、昭和28年1月1日からとなっているが、私の被保険者記録は、仕事内容も兄と同じであったのに、39年6月4日から加入とされており、納得できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言及び申立人等が保管していたA社勤務当時の同僚と一緒に撮った写真から、申立人が、申立期間当時、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、申立期間にA社の厚生年金保険被保険者記録のある複数の同僚が、入社から4か月から6か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得したと証言しており、別の同僚の一人は、3年以上経過してから厚生年金保険の被保険者資格を取得したと証言している。また、申立人が申立期間当時に同社で勤務していたと記憶している複数の同僚には、厚生年金保険被保険者記録が見当たらないことから、申立期間当時、同社では、従業員全員に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いではなかった状況がうかがわれる。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によれば、申立人の手帳記号番号の払出しは昭和39年6月25日と記録されていることが確認できる。

加えて、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年7月1日から23年8月1日まで

私は、昭和21年11月1日から27年4月20日までの5年半、進駐軍内のA社B支店で継続勤務していたが、途中、空白期間が生じている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶しているA社B支店の厚生年金保険被保険者記録のある同僚が、「申立人は私より先に入社している。昭和22年ごろから勤務していたと聞いている。」と証言していることから、申立人が申立期間に勤務していたことはうかがえる。

しかし、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、A社B支店は、いったん、昭和22年7月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、その後、23年8月1日に再度、適用事業所となっており、申立期間において同支店が適用事業所であった記録は確認できない。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立期間当時のA社B支店における同僚8人も、申立人と同様に、申立期間における被保険者記録が無いことが確認できる。

さらに、A社は、商業登記簿に法人登記の記録が無く、事業主等の連絡先も明らかでないことから、当時の同社における厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月ごろから52年4月ごろまで

私は、昭和49年1月ごろから52年4月ごろまでA社に勤務していた。また、毎年1回の健康診断を受けていたので、各種保険にも入っていたと思う。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の厚生年金保険被保険者記録のある同僚が、自分の入社した昭和49年4月以前には既に申立人が勤務していた旨証言していること、及び雇用保険の記録から判断して、申立人は、申立期間のうち、少なくとも同年4月から52年3月15日まで同社で勤務していたことが推認できる。

しかし、A社の厚生年金保険被保険者記録のある同僚が、「私は、昭和45年から勤務していたが、入社当初から社会保険には入らず、47年から社会保険に入った。」と証言している。また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が同社と一緒に勤務していたと記憶している同僚は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できない上、複数の同僚は、雇用保険の被保険者となった時点から約5年後まで厚生年金保険被保険者記録が確認できないことから、申立期間当時、同社では、従業員全員に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いではなかった状況がうかがわれる。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立期間に申立人の名前は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年7月ごろから28年7月ごろまで  
② 昭和28年8月ごろから30年5月ごろまで  
③ 昭和31年5月ごろから同年10月1日まで

私は、申立期間①はA社、申立期間②はB社、申立期間③はC社で働き続けたが、いずれの期間も厚生年金保険の被保険者となっていない。

申立期間の給料から厚生年金保険料を引かれていたことを覚えているので納得できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の経理を昭和36年から担当していた元事業主の妻が、社員の会話の中に申立人の名前が出ていたことを記憶していることから、時期は明らかでないが、申立人が同社で勤務していたことはうかがえる。

しかし、事業所台帳及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、A社は、昭和32年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①において同社が適用事業所であった記録は確認できない。

また、A社は既に解散し、当時の事業主も亡くなっており、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

申立期間②について、B社に勤務していた時期については、申立人自身も記憶があいまいである上、申立人の同社における勤務実態について、同僚等からも証言が得られない。

また、オンライン記録及び事業所台帳によれば、B社は、昭和46年7月3日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②において同社が適用事業所であった記録は確認できない。

さらに、B社は既に解散し、当時の事業主も亡くなっており、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

申立期間③について、C社において当該期間に厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚が、「C社では、本人の希望により、厚生年金保険に加入させていた。私の退職時、同一時期に入社の同僚が、入社時から加入していなかったため年金額が少ないと言っていたことを覚えている。」と証言しており、別の同僚も、「3か月から6か月の試用期間終了後、正社員になっていた者がいた。」と証言していることから、申立期間当時、同社では、入社と同時に従業員全員に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いではなかった状況がうかがわれる。

また、C社では、「当社の社会保険加入者記録簿では、申立人の加入記録は確認できない。」と回答している。

さらに、C社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、申立人は、当該期間における同僚の名前等についての記憶が無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月ごろから 61 年 2 月ごろまで  
② 平成元年 9 月ごろから 3 年 11 月ごろまで

申立期間①は、A社のほかB社を途中で経営していた。詳細は覚えていないが、どちらかで厚生年金保険に加入して、給与から厚生年金保険料を控除されていたはずである。

また、申立期間②は、友人の息子が経営するC社に勤務しており、給与から厚生年金保険料を控除されていたはずである。

給与明細書等の保険料控除を証明する資料が無く、昔のことなので勤務期間や保険料納付に関する詳細な記憶も無いが、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が経営していたとするA社及びB社は、オンライン記録及び厚生年金保険の適用事業所名簿において、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

また、オンライン記録により、申立人は、当該期間中の昭和50年1月10日に国民年金手帳記号番号の払出しを受け、当該期間前の36年10月25日までさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得（保険料は、49年4月から55年3月まで納付。）していることが確認できる。

さらに、オンライン記録により、申立人の妻も申立人と連番で国民年金手帳記号番号の払出しを受けていることが確認できる。

申立期間②について、申立人は、C社の厚生年金保険被保険者記録のある同僚、事業主及び仕事内容を記憶していることから、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、オンライン記録により、C社の商業登記簿に掲載されている当時の取締役（代表取締役を除く。）5人のうち、申立人を含む4人は、同社における厚生年金保険被保険者記録が無いことが確認できる。

また、オンライン記録により、申立人は、申立期間②のうち、平成2年1月23日から同年9月21日までの期間については、申立てに係るC社とは別のD社における厚生年金保険被保険者記録が確認できるほか、その後、同年9月22日から5年12月1日までの期間については、国民年金の被保険者記録が確認できるところ、同僚からは、申立人のC社における勤務実態等について証言が得られない。

さらに、C社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年1月30日ごろから27年1月30日まで  
② 昭和27年4月16日から同年7月ごろまで  
③ 昭和27年7月ごろから同年11月1日まで

私は、A社に昭和26年1月30日ごろから27年7月ごろまで1年半ほど継続勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、このうち、申立期間①及び②については、被保険者記録が無く、空白とされていることが分かった。

また、B社に関しても、申立期間③の入社から4か月間が被保険者とされていない。

保険料控除が証明できる資料は無いが、申立期間①、②及び③について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和26年1月30日からA社で勤務していたと主張しているが、オンライン記録により、申立人が同社と一緒に入社したと記憶している同僚の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、申立人と同じ27年1月30日であることが確認できる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳索引票によれば、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和27年1月30日と記載されていることが確認できる。

さらに、当該期間にA社の厚生年金保険被保険者記録のある同僚のうち、連絡の取れた4人からは、申立人が当該期間に勤務していたとする証言が得られない。

申立期間②について、申立人は、A社における被保険者資格の喪失日が昭和

27年9月1日である同僚と一緒に退職したと主張しているが、当該同僚は、所在が明らかでないため、申立人の退職時期について確認できない。

また、当該期間にA社の厚生年金保険被保険者記録のある同僚のうち、連絡の取れた3人からは、申立人が当該期間に勤務していたとする証言が得られない。

さらに、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も、既に死亡していることから、申立人の申立期間①及び②における勤務実態等について確認することができない。

申立期間③について、申立人は、昭和27年7月ごろからB社で勤務していたと主張しているが、オンライン記録により、申立人が同社と一緒に入社したと記憶している同僚の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、申立人と同じ同年11月1日であることが確認できる。

また、当該期間にB社の厚生年金保険被保険者記録のある同僚が、「当時は短期間で辞める者が多かったので、社会保険に加入しない試用期間が設けられていた。」と証言しており、当該期間当時、同社では、入社と同時に従業員全員に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いではなかった状況がうかがわれる。

さらに、B社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は、「当時のことは覚えていない。」としていることから、申立人の申立期間③における勤務実態等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案4342

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年3月1日から22年9月1日まで

私は、昭和21年3月からA社で勤務していたが、同社の厚生年金保険の記録は22年9月1日以降となっている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和21年3月にA社に入社したと主張しているが、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、入社時には既に勤務していたと申立人が記憶している同僚の厚生年金保険被保険者資格取得日は、申立人の主張よりも後の同年11月18日であることが確認できる。

また、当該同僚は、「自分のA社での勤務期間は、年金記録と同じである。また、申立人は、自分より後に入社している。はっきりした時期は分からないが、作業室に扇風機があったと記憶しているので、昭和22年の暑いころであると思う。」と証言している。

さらに、A社は、当時の書類を保管しておらず、申立人の勤務実態等について不明と回答しているが、当時の労務担当者は、「申立人が入社したことにより、前述の同僚に加えて、作業室の作業員が二人となった。A社には試用期間はなく、全員が入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得している。」と証言している。

加えて、A社に係る厚生年金保険被保険者台帳索引票によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和22年9月1日であり、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の資格取得日と同一日であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案4343

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月ごろから50年4月1日まで

私は、A社を退職した後、B社に昭和46年2月ごろから勤務している。毎月の給料から社会保険料が控除されていたはずなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間にB社に厚生年金保険被保険者記録のある複数の同僚が、申立人を記憶していることから、勤務を開始した時期は特定できないものの、申立人が同社で勤務していたことがうかがえる。

しかし、B社の厚生年金保険被保険者記録のある同僚が、「私は、昭和45年から勤務していたが、入社当初から社会保険には入らず、47年から社会保険に入った。」と証言している。また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が同社と一緒に勤務していたと記憶している同僚は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できないことから、申立期間当時、同社では、従業員全員に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いではなかった状況がうかがわれる。

さらに、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月ごろから同年8月31日まで

私は、高等科卒業後、履歴書を持ち、「A社B支店」の看板が出ていた事業所に入社した。そこで勤務していた女性から、ここにはC社があったと聞いたことを記憶している。しかし、入社後1か月たたないうちに空襲で支店が全焼したため、無事だった寮に住んで、同社で昭和20年8月31日まで支店の後片付けなどに従事した。

勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の記憶している勤務先の所在地、及び空襲による全焼の時期が、C社の社史の中で、昭和20年6月の空襲によりA社B支店が焼失し、同社から土地・建物の返還を受けたと記載されている内容と一致していることから、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間当時に、C社D支店又はA社B支店で勤務していたことはうかがえる。

しかし、オンライン記録及び事業所名簿において、C社D支店及びA社B支店は、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

また、C社は、当時の書類を保管していないと回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、申立人は、当時の上司及び同僚の名前等を記憶していないとしており、申立人の勤務実態等について確認することができない。

加えて、C社本社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿についても確認したが、申立期間に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案4345

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年5月1日から同年7月1日まで  
② 昭和32年10月5日から33年7月1日まで  
③ 昭和33年7月1日から34年6月1日まで  
④ 昭和34年8月1日から同年8月21日まで  
⑤ 昭和34年10月1日から35年3月1日まで  
⑥ 昭和35年3月21日から同年8月26日まで  
⑦ 昭和42年4月8日から同年12月31日まで

私は、昭和30年9月5日から32年6月30日までの間についてA社で、同年10月5日から33年6月30日までの間についてB社で、同年7月1日から34年8月20日までの間についてC社で、同年10月1日から35年8月25日までの間についてD社で、39年5月12日から42年12月30日までの間についてE社で勤務していたことから、①から⑦までの申立期間について、申立てに係る事業所における厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「昭和32年6月末日を支給日とする賞与の支払を受けた後にA社を退職した。」としているが、当該期間にA社において厚生年金保険被保険者記録のある同僚から、申立人の退職時期に係る証言を得ることができなかった。

また、A社は、申立期間当時の従業員に関する資料を保管しておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

申立期間②について、B社を承継するF社の事業主（当該期間において、同

人はB社の厚生年金保険被保険者である。)は、当該期間当時に申立人が勤務していた旨証言しており、申立人が記憶する当時の複数の同僚が、F社が保管する失業保険被保険者資格取得確認通知書により、当該期間当時に勤務していたことが確認できることから、勤務期間を特定することはできないが、申立人が当該期間にB社に勤務したことはうかがえる。

しかし、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は確認できず、健康保険整理番号に欠番も無いところ、当該被保険者名簿の記録は、F社が保管する社会保険台帳の記載内容とも合致していることが確認できる。

申立期間③及び④について、オンライン記録等によれば、申立人のC社における厚生年金保険被保険者期間は、昭和34年6月1日から同年8月1日までの2か月間とされているところ、複数の同僚は、申立人が当該期間より長く勤務していた旨証言しており、申立人が同時期に勤務した同僚とする者の資格喪失日が、申立人の資格取得日とされる同年6月1日より前にあることから判断すると、期間は特定できないが、申立人が上記の被保険者期間よりも長く同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、C社は、当該期間当時の従業員に関する資料を保管しておらず、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、複数の同僚が、C社での勤務期間のうち厚生年金保険被保険者記録の無い期間があることについて、「会社が入社後、直ちに社会保険への加入手続を行わなかったため。」と証言しており、申立期間当時、同社では、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかったことがうかがわれる。

申立期間⑤及び⑥について、申立人は、「D社が倒産するまで勤務し、昭和35年8月25日に退職した。」としているが、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社は、同年3月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間⑥において適用事業所であったことが確認できない。

また、申立人が一緒に退職したとする同僚は、「私は、会社が倒産したことにより退職したが、営業が終了するまで勤めた。退職後はすぐに他社に就職した。」と証言しており、当該同僚の当該他社における厚生年金保険の資格取得日は、D社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日の直後であることを踏まえると、申立人の主張する退職日まで同社が営業していたことはうかがえない。

さらに、D社における厚生年金保険被保険者のうち、当時の事情を聴取できる者は、上述の同僚のみであるところ、当該同僚は、「申立人が勤務していたことは記憶しているが、入社日及び退職日については分からない。」と証言しており、申立人の勤務期間を特定することができない。

加えて、D社の当時の事業主と連絡を取ることができず、申立人の申立期間

⑤及び⑥における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

申立期間⑦について、申立人は、「E社の同僚との旅行写真に、「昭和四十二年」と記載があることから、同社で勤務があった。」としているが、当該写真の撮影年月等を特定できない。

また、当該期間中にE社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の者に照会したが、申立人の退職時期に係る証言を得ることができなかった。

さらに、E社を承継するG社は、当時の従業員に関する資料を保管しておらず、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

加えて、雇用保険の記録によれば、申立人のE社に係る離職日は、昭和42年4月7日とされており、当該離職日の翌日は、オンライン記録の資格喪失日（同年4月8日）と符合していることが確認できる。

このほか、申立人は、①から⑦までの申立期間における保険料控除に係る記憶も曖昧<sup>あいまい</sup>な上、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、①から⑦までの申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案4346

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年7月から40年3月まで

私は、申立期間において、A事業所B支店に勤務していたが、年金の記録を確認したところ、この間の記録が無い。上司や同僚の名前を覚えており、昭和38年分の源泉徴収票もある。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、申立人が所持するA事業所B支店が発行した昭和38年分の源泉徴収票及び複数の同僚の証言から、申立期間において、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、A事業所B支店は、「申立期間当時の健康保険組合及び厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の氏名及び入社日を記載した台帳には、申立人の氏名は無い。」と回答している。

さらに、A事業所B支店の総務担当者は、「申立期間当時の事務担当者に照会した結果、申立人は臨時職員であったと思われる。」と回答している。

加えて、申立人の所持する昭和38年分の源泉徴収票に記載された社会保険料控除額の金額は、申立期間のうちの同年7月から同年12月までの期間の厚生年金保険料の控除額を含まない金額とおおむね一致する。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 3 月 16 日から同年 6 月 2 日まで  
② 昭和 32 年 6 月 4 日から 33 年 4 月 20 日まで  
③ 昭和 34 年 6 月 2 日から同年 9 月 5 日まで  
④ 昭和 34 年 12 月 28 日から 35 年 3 月 1 日まで

年金記録を確認したところ、申立期間①から③までの厚生年金保険の被保険者記録が見当たらず、申立期間④については、実際の在職期間に比べ厚生年金保険被保険者記録が短いことが分かった。

私は、昭和40年当時に作成した自らの職歴を記録した履歴ノートを保管しており、いずれの申立期間も、それぞれの事業所に勤務していたことを当該ノートに記録しているので、すべての申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が記憶しているA事業所B支店の所在地、業務内容等が、同事業所の近隣住民の説明と符合していることから、時期は明らかでないが、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録及び適用事業所名簿において、A事業所B支店は、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

また、申立人は、「B支店の正社員は、自分と40歳ぐらいの男性の2人のみであり、あとは学生アルバイトであった。」と証言しているが、当該正社員の名前を記憶しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、申立人が記憶するB支店の事業主は、申立期間において厚生年金保険被保険者記録が確認できない上、既に死亡しているため、申立人の勤務実態

及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

申立期間②について、申立人が記憶しているC社の業務内容等は、申立期間における同社の厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者の説明と符合している。

しかし、C社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主も、既に死亡しているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認できない。

また、申立人が記憶する同僚は、C社において厚生年金保険被保険者記録が確認できず、当該期間に同社で厚生年金保険被保険者記録のある17人に照会したところ、10人から回答を得られたが、申立人を記憶している者はいなかった。

さらに、前述の回答を得られた10人のうち、自らの入社時期に記憶のある1人は、「自分の入社時期と厚生年金保険の資格取得時期には、数か月の差異がある。」と回答している上、複数の者は、「C社は臨時工が多く、人の出入りの非常に多い職場だった。」と証言している。

加えて、申立期間②に係るC社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、当該期間及びその前後の期間に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

申立期間③について、申立人が記憶しているD社の業務内容等は、申立期間における同社の厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚の説明と符合している上、申立人が自衛隊入隊時に提出した自身の前歴書に同社の記載が確認できる。

しかし、D社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主も、既に死亡しているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立期間③にD社で厚生年金保険被保険者記録のある同僚9人に照会したが、申立人を記憶している者はいなかった。

さらに、申立人は、「D社に昭和34年6月2日に入社した。」と主張しているが、D社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和34年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる者は、「自分は、高校卒業後の昭和33年4月に入社したが、厚生年金保険の資格取得は、34年6月1日となっている。同期入社はいなかった。」と証言していることから、当時の同社では、まとめて被保険者資格の取得手続きを行い、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

加えて、申立期間③に係るD社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、当該期間及びその前後の期間に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

申立期間④について、申立人は、「E社F支店に臨時工として、昭和34年12

月28日に採用された。」と主張しているところ、申立人が自衛隊入隊時に提出した自身の前歴書にE社の入社時期の記載が確認できることから、申立人が申立期間当時、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、E社F支店から提出された厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人の同社における入社日は、昭和35年3月1日と記載されているところ、同社は、「厚生年金保険被保険者台帳に記載されている入社日は、本採用となった日付であり、申立人が臨時工として入社した正確な時期は不明である。」とした上で、「臨時工は、入社と同時に厚生年金保険に加入する取扱いをしていなかった。」と回答している。

また、E社F支店に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格取得日である昭和35年3月1日には、申立人を含め27人が資格取得しているところ、同日に資格取得している同僚のうち、自らの入社時期を記憶する者6人は、「資格取得日の数か月前からE社で勤務していた。」と証言していることから、当時の同社では、まとめて被保険者資格の取得手続きを行い、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

さらに、E社F支店の厚生年金保険被保険者名簿には、当該期間に申立人の名前は無く、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立期間①、②、③及び④について、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案 4348 (事案 144 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年12月25日から29年6月1日まで

私は、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無いので調べてほしいとして年金記録確認の申立てをしたところ、平成20年7月16日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知文書もらった。

新たな資料等はないが、申立期間に勤務していたことについては、名前を挙げる同僚に確認してもらえば分かるし、退職後、失業保険をもらった覚えがあるので、再度調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人を覚えているとする同僚の証言から、申立人がA社に勤務していたことは推認できるが、その勤務した期間及び内容が曖昧であること、同社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主や役員からも事情を聴取できないこと、このほかに申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないこと等から、既に当委員会の決定に基づき、平成20年7月16日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「新たな資料等はないが、申立期間に勤務していたことについては、名前を挙げる同僚に確認してもらえば分かるし、退職後、失業保険をもらった覚えがあるので、再度調査してほしい。」として、再度申し立てている。

しかし、再度、申立人が名前を挙げた同僚から聴取しても、申立人の勤務期

間に係る具体的な証言は得られない。

また、申立てに係る失業保険の給付については、厚生年金保険料が控除されていた直接的な証拠とはなり得るものではなく、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人の資格喪失日は、昭和27年12月25日と記載されており、オンライン記録の資格喪失日と一致していることが確認できる。

このほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年5月10日から23年12月1日まで  
② 昭和24年1月6日から25年7月31日まで

各事業所において、保険料を控除されていたが、申立期間の年金記録が無いことに納得できないので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、オンライン記録により、申立人は、A社B支店において昭和23年12月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるところ、申立人は、「21年5月10日からA社本店及び同社B支店に継続して勤務していたので、被保険者期間が短すぎる。」と主張している。

しかしながら、A社は、「申立期間当時の関連資料は保管しておらず、当社における申立人の勤務実態、厚生年金保険料控除の有無、及び当社が申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得に関する届出を申立てどおりに行ったか否かを確認することはできない。」と回答している。

また、申立期間当時、A社本店及び同社B支店に勤務していた複数の同僚に照会したが、申立人を記憶していると回答する者はおらず、申立人の申立期間における勤務実態について確認できない。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）索引票によると、申立人の資格取得日は、昭和23年12月1日と記録されており、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出補助簿によると、申立人の被保険者記号番号は、申立人と同日付けで資格取得している同僚136人と連番で、24年2月26日付けで払い出されていることが確認できる上、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人の資格取得日は、23年12月1日と記録

されており、オンライン記録の資格取得日と一致している。

申立期間②については、C 共済組合から提出された申立人に係る履歴書から判断して、申立人は、当該期間において、D 事業所に継続して勤務していたものと認められる。

しかしながら、D 事業所は、厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。

また、D 事業所の所管官庁である E 県は、「D 事業所についての厚生年金保険の取扱いは不明である。」と回答している上、地方公共団体が強制適用事業所とされたのは、昭和 29 年 5 月 1 日からであることから、申立期間当時、同事業所は適用事業所ではなかったものと考えられる。

さらに、D 事業所の同僚については、申立人が名前を記憶していないため、証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年2月13日から24年1月1日まで

私は、A社B支店に昭和21年5月30日に入社してから同社を辞めずに平成3年7月15日まで勤務してきた。昭和63年に今退職したら、いくら退職金がもらえるのかを事務担当者にお願ひし、作成してもらった退職金計算書を持っており、勤務期間が継続しているのに、厚生年金保険の被保険者期間に空白があるのはおかしいので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の証言から判断して、申立人が、申立期間にA社B支店に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社を吸収合併したC社から提出されたA社の社史及び略年表によると、「A社B支店は、昭和23年2月に過度経済力集中排除法（戦後の財閥解体を実施するための法律）による指定を受けた。」との記載が確認できるところ、同社同支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が掲載されたページの前後の同僚約220人の記録を確認すると、63人の同僚が申立人と同じ同年2月13日に資格喪失しており、それ以外の同僚は、1人を除く残りの全員がそれ以前に資格を喪失していることが確認できることから、同社同支店においては、過度経済力集中排除法の指定により、同年2月に従業員ほぼ全員について、資格喪失手続を行ったものと推測される。

また、申立人及び上述の同僚から、申立期間に係る厚生年金保険の取扱い並びに申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる証言は得られなかった。

さらに、C社は、「A社とC社は会社が違うため、当時の事務手続について

は不明であり、資料については、保管期限を経過したため廃棄しており、不明である。」と回答している。

加えて、厚生年金保険被保険者台帳に記載されている資格喪失日（昭和 23 年 2 月 13 日）及び資格取得日（24 年 1 月 1 日）は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案4351（事案695及び1662の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年11月12日から41年7月21日まで  
② 昭和44年10月から49年12月20日まで

申立期間①については、オンラインの記録では脱退手当金は支給済みとされているが、実際は、脱退手当金を受け取っていないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしいとして年金記録確認の申立てをしたところ、平成20年12月10日付け及び21年9月9日付けで総務省中部管区行政評価局長から年金記録の訂正は必要でないとする通知文書もらった。

今回、新たな資料として、戸籍の附票及び戸籍謄本を提出する。退職の理由や、退職直後に実家に帰ったことから脱退手当金は受領していないので、再度調査してほしい。

また、申立期間②については、A社に勤務して給料から厚生年金保険料を控除されていた記憶があるので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する表示が記されているとともに、当該期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和41年8月12日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえず、申立人から聴取しても脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成20年12月10日付け及び21年9月9日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し申立人は、今回、新たな資料として、戸籍の附票及び戸籍謄本を

提出し、再度調査してほしいと主張している。

しかしながら、申立人から提出された資料については、既に、当委員会において取得済みの上、審議の参考とした資料であり、申立人が、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないことを裏付ける新たな資料には当たらない。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」(平成19年7月10日総務大臣決定)に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし「明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなどいわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、申立人の資格喪失時の前後2年以内に申立人が勤務していた事業所で資格喪失した者18人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、13人に支給記録が確認でき、そのうち10人が資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていること、申立人についても資格喪失の日から約1か月後に支給決定されていることなどから、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

申立期間②については、A社は、「申立期間当時の資料はすべて処分済みのため、何も分からない。」と回答しており、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立期間②当時にA社において厚生年金保険被保険者記録がある者3人から聴取したが、申立人を覚えている者はいなかった。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立期間における健康保険の整理番号に欠番は見られない。

加えて、申立人のA社における雇用保険の記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月1日から35年9月30日まで  
A事業所に勤務していたのに厚生年金保険の記録が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された申立人に係る採用通知書及び退職手当支給内訳書、並びに申立人が名前を挙げた複数の同僚の証言から判断して、申立人は、申立期間のうち、昭和33年12月5日から35年7月6日までの期間において、同事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A事業所は、「当時の資料を保管しておらず、また、50年以上前のことで、当時の事情を分かる者もないため、申立人の申立期間当時の厚生年金保険の資格取得手続及び保険料控除については不明である。」と回答している。

また、A事業所の事務担当者は、「同じ昭和33年12月5日に採用された5人のうち、申立人だけ手続が漏れたとは考えにくいので、当時、申立人が採用時には既に結婚していたので、配偶者の健康保険に加入していた等、何らかの事情により、申立人のみ、社会保険の加入手続を取らなかったのではないか。」と証言しているところ、申立人も、「A事業所を退職する間際に入院し、健康保険証を使用したのが、夫の被扶養者になっていたのかもしれない。」と述べている。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和33年7月1日から35年10月6日の期間における健康保険の整理番号に欠番は見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案4353

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年3月16日から33年9月17日まで  
② 昭和34年11月10日から37年12月16日まで

私は、脱退手当金を請求したことも、受け取った覚えも無いので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において昭和37年4月1日から45年4月1日までに資格喪失した女性のうち(申立人は37年12月16日資格喪失。)、受給資格者25人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、16人について支給記録が確認でき、そのうち12人が資格喪失日の約6か月以内に支給決定がなされている上、複数の同僚は同社で脱退手当金の請求手続をしてもらったと証言していることから、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和38年3月22日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月から 48 年 9 月 1 日まで

私は、申立期間においてA社に勤務し、同僚二人とチームを組んで仕事をしていた。健康保険被保険者証を使って病院に通った覚えがある。また、一緒にチームを組んで働いていた同僚二人の名前も記憶しているため、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している二人の同僚は、申立期間の一部においてA社B支店の厚生年金保険の被保険者であったことが確認できること、及び申立てに係る同社同支店における複数の同僚の証言から判断して、申立人は、時期は明らかでないが、同社同支店に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社B支店は、昭和 42 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、同日前の期間において適用事業所であったことが確認できない。

また、A社B支店が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 42 年 2 月 1 日以降の期間については、同社同支店の事務担当者は、「一部の役員及び上級職のみを厚生年金保険の被保険者としていたため、申立人については、資格取得させておらず、保険料控除はしていないと思う。」と証言している。

さらに、A社B支店において厚生年金保険の被保険者記録を有する複数の同僚は、「自分自身が記憶している勤務期間に比べ、厚生年金保険の被保険者期間の記録は短い。被保険者の記録が無い期間の保険料控除については、記憶が無い。」と証言している上、ほかの同僚は、「厚生年金保険の被保険者になったが厚生年金保険料が高かったため、継続して勤務していたにもかかわらず、国民年金に切り替えた。」と証言していることから、申立期間当時、同社同支店

においては、従業員全員を厚生年金保険の被保険者とする取扱いを励行していなかったものと認められる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年6月1日から19年8月1日まで  
② 昭和19年8月15日から20年8月15日まで  
③ 昭和21年1月12日から同年4月1日まで

私は、昭和16年4月1日にA社B支店に入社し、17年4月に同社C支店に異動した。19年8月には、志願して入隊したが、20年8月に復員し、21年1月12日に同社に復帰して、45年11月末まで勤務した。しかし、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間①及び③については、同社の人事記録、申立期間②については従軍証明書によって証明できるので、申立期間①、②及び③について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の後継会社であるD社が保管している申立人に係る人事記録により、申立人は、当該期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、当該人事記録からは事業所や支店等の勤務先は確認できないが、A社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人は、昭和17年6月1日に同社の被保険者資格を喪失していることが確認できる上、申立人が記憶している同社B支店の同僚は、「申立人は、昭和17年6月にB支店からC支店に異動した。」としていることから、申立人は、申立期間①において同社C支店に勤務していたものと推認される。

しかし、A社C支店は、厚生年金保険法の施行により、被保険者の適用範囲が拡大された昭和19年6月1日に適用事業所になっており、申立期間①のうち、同年6月1日より前の期間は適用事業所であったことが確認できない。

また、上記のA社の人事記録によると、申立人が昭和19年7月31日まで同社

に勤務していた旨記録されており、申立人は、厚生年金保険法に基づく保険料の徴収が開始された同年10月1日時点では、既に同社を退職していたものと考えられる。

申立期間②について、申立人が保管している従軍証明書及びE県から提出された申立人に係る兵籍簿により、申立人は、昭和19年8月15日から20年8月14日まで軍に従軍していたことが認められるところ、申立人は、従軍期間中についても厚生年金保険法の被保険者であったと主張している。

しかし、旧厚生年金保険法第59条の2に基づく保険料免除の適用期間は、昭和19年10月1日から22年5月2日までとされていることから、申立期間②のうち、19年8月15日から同年10月1日までの期間については、当該保険料免除規定が適用されない。

また、当該保険料免除規定は、被保険者であった期間中の応召期間について適用されるものであるところ、申立人は、「当時、通っていた夜間学校の教師に勧められ、志願して入隊した。」として、応召ではなく志願して兵役に従事した旨認めている。

さらに、上述のとおり、A社の人事記録によると、申立人は、軍に従軍する以前の昭和19年7月31日に同社を退職した旨記録されており、申立期間②における申立人の同社での勤務実態は確認できない。

申立期間③について、D社が保管している申立人に係る人事記録により、申立人は、当該期間にA社C支店に勤務していたことが認められる。

しかし、D社は、「当社が保管している申立人の厚生年金保険の記録によると、申立人の資格取得日は、昭和21年4月1日になっている。当時は、入社後2か月から3か月間は、試用期間として厚生年金保険の資格取得手続は行われず、保険料も控除していなかったと思われる。」と回答しており、当時のA社では、入社と同時にすべての従業員を対象に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案4356

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年2月ごろから32年10月ごろまで

私は、申立期間において、A社の下請であるB社に雇われ、C市にあったD社E支店内のA社F支店に勤務していたため、当該期間についても、現在もらっている年金に組み込まれているものと思っていたが、年金記録を確認したところ、記録が無いことが分かった。

私は、B社から厚生年金保険証を受け取ったこと、及び給与から厚生年金保険料を控除されていた記憶があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している複数の同僚のうち、二人が「私もB社に雇われ、A社F支店に勤務していた。申立人は、時期は分からないが同支店に勤務していた。」と証言していることから、申立人が昭和30年ごろからA社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、オンライン記録によると、A社F支店及びB社は、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、当該二人の同僚のうち、当時の事務担当者は、「私は、失業保険を受け取った記憶はあるが、給与から厚生年金保険料を控除されていたという記憶は無い。」と証言している。

さらに、申立人が記憶している複数の同僚は、申立期間当時の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

加えて、当該二人の同僚のうち、もう一人は、「B社の代表者は、既に亡くなっていると思う。また、当該事業所は、昭和38年ごろに解散している。」と証言しているとともに、A社は、「申立人は、各支店で採用された準社員であ

と思われるが、当該社員についての資料は無い。」と回答しているため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案4357

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年8月9日から15年5月21日まで

私は、申立期間においてA社でアルバイトとして勤務していた。会社から政府管掌の健康保険証を受け取った記憶があるので、当然、厚生年金保険にも加入していたと思っていたが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。保険料控除を証明できる資料は無いが、同社に勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によると、申立人のA社での取得日は平成14年10月7日、離職日は15年5月16日であることが確認できることから、申立人は、申立期間の一部において同社に勤務していたことが認められる。

しかし、雇用保険の記録によると、申立人は、一週当たりの所定労働時間が20時間以上30時間未満の短時間労働者であったことが確認できるところ、A社は、「申立期間当時の勤務実態を確認できる人事記録等の関係資料は残っていないが、雇用保険の短時間労働被保険者であった場合、当社の厚生年金保険適用基準に該当しないため、厚生年金保険には加入していなかった。」と回答している。

また、申立人が記憶している同僚は、「私は、平成12年ごろから3年間ぐらいA社でアルバイトとして勤務した。申立人とは、このころと一緒に勤務したが、当時の同社では、アルバイト採用者は厚生年金保険に加入させていなかった。」と証言しており、当該同僚には、申立期間にA社における厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 41 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 2 月 21 日から同年 10 月 1 日まで  
② 昭和 62 年 1 月 27 日から同年 4 月 1 日まで

年金事務所で私の厚生年金保険の記録を確認したところ、昭和61年2月21日から62年1月までA社に勤務していたが、申立期間①の記録が空白とされている。また、同社がB社に名称変更した際の申立期間②の記録も空白とされている。厚生年金保険料を控除されていたことを証明する資料は無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の記録によると、申立人のA社における資格取得日は、昭和61年10月1日とされており、申立人のオンライン記録の資格取得日と一致していることが確認できる。

また、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該期間当時の事業主も死亡しているため、申立人の当該期間の勤務実態について確認できない。

さらに、当該期間においてA社の厚生年金保険の被保険者となっている複数の同僚に照会したが、当該期間における申立人の勤務実態に係る証言を得ることはできない。

加えて、当時の事務担当者を含む複数の同僚は、「A社には、長期にわたる試用期間があり、入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかった。」と証言している上、当該事務担当者は、「厚生年金保険に未加入の期間は、厚生年金保険料を控除していなかった。」と証言している。

申立期間②について、申立人は、「B社は、A社が名称変更したものである。」と主張しているが、商業登記によると、両社は、事業主も事業所所在地も違う

別法人であり、A社からB社に転籍履歴のある複数の同僚も、「B社は、A社が破産宣告を受けて倒産したために、創業された別会社であった。」と証言している。

また、雇用保険の記録によると、申立人は、当該期間のうち、昭和62年3月1日以降の期間においてB社に勤務していたことが認められる。

しかし、当時の事務担当者は、「当時のB社は、創業したばかりで、資金繰りが厳しく、入社と同時に雇用保険だけは加入させていたが、厚生年金保険には加入させていなかった。」と証言していることから、当該期間当時、B社では、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかったことがうかがえる。

さらに、B社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主とは連絡が取れないため、申立人に係る厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 41 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 9 月 10 日から 59 年 11 月まで  
② 昭和 59 年 12 月から 63 年 7 月まで  
③ 昭和 63 年 8 月から平成 5 年 12 月 3 日まで

私は、申立期間①についてはA社に、申立期間②についてはB社に、申立期間③についてはC社に勤務した。

保険料控除が証明できる資料は無いが、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の記録によると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 4 月 13 日から同年 7 月 21 日までの期間においてA社に勤務していたことが認められる。

しかし、A社は、厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できない。

また、A社の事業主は、既に他界している上、申立人は、同社の同僚の氏名を記憶していないことから、申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、申立人の当該期間における保険料控除に係る記憶は曖昧である。

申立期間②について、申立てに係るB社について、申立期間当時の電話帳及び地図で調査したが、同社の所在は特定できない。

また、B社は、厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できない。

さらに、申立人は、B社の上司及び同僚の氏名を記憶していないことから、申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、申立人の当該期間における保険料控除に係る記憶は曖昧である。

申立期間③について、申立てに係るC社の後継会社のD社の事業主が、申立人を記憶していることから、具体的な勤務期間は不明であるが、申立人がC社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、C社は、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない上、D社の事業主も、「賃金台帳などの資料は無いが、C社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、厚生年金保険料は控除していない。」と回答している。

また、申立人は、同僚の氏名を記憶していないことから、申立期間③に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間③のうち、平成3年4月から5年11月まで国民年金の申請免除の記録が確認できる。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、申立人の当該期間における保険料控除に係る記憶は曖昧である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案4360（事案886の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年5月1日から33年5月29日まで

前回の申立てについて、平成21年1月30日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知文をもらった。

私は、脱退手当金を請求したことも、受け取った覚えも無いので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から2か月後の昭和33年7月29日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないと認められ、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成21年1月30日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、社会保険事務所（当時）から提出された脱退手当金の支給額の計算書に記載されている標準報酬月額が、もらっていた給与より高いので当該計算書には不自然な点があり、脱退手当金を受け取っていないことが証明されたように思うので再度調査してほしいと主張し、再度申立てを行っている。

しかし、申立人の標準報酬月額は、申立人と同じ年齢で申立人と同日に資格取得した同僚及びそのほかの複数の同僚と大きな差は無く、当該標準報酬月額の記録に不自然な点はない。

また、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる新たな資料の提出は

無く、当該主張のみでは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認めすることはできない。

このほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月から53年2月1日まで

私は、昭和52年1月から53年1月31日までA社に勤務していた。同社では経理を担当しており、自分の給与から社会保険料を控除していた記憶がある。しかし、オンライン記録では、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていない。調査して記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年9月21日から53年1月20日までの期間においてA社に勤務していたことが認められる。

しかし、A社は、厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できない。

また、A社は、商業登記簿に記録が確認できない上、申立人が所持している住所録で確認できる同社の事業主の住所、及び雇用保険の記録から確認できる事業所所在地にそれぞれ文書照会を行ったものの、あて先不明で返送されており、事業主と連絡を取ることができない。

さらに、申立人が記憶している同僚は、連絡先を特定できず、申立てに係る周辺事情を調査することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案4362

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年12月1日から36年5月1日まで

A社で働いていた申立期間の厚生年金保険被保険者期間は、脱退手当金を受給した記録とされているが、その当時は厚生年金保険に加入していることも知らず、脱退手当金の制度も知らされていなかったため脱退手当金の受給手続は行っていない。同社退職後に脱退手当金を受け取ったこととされているが、退職後同社からは何ももらっていない。脱退手当金の受給記録を取り消し、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は、申立期間の事業所を退職後、昭和38年4月に婚姻し入籍するまでの期間は、国民年金の強制加入期間であるにもかかわらず、国民年金に加入しておらず、年金に対する意識は高かったとは考え難い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。